

山口県報

令和4年
7月1日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 二
 - 家畜伝染病の発生届出 (畜産振興課) 三
 - 家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告 (畜産振興課) 三
 - 通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度がそれぞれ車両制限令第三条第四項第一号で定める重量及び同項第二号に定める長さである道路の指定 (道路整備課) 四
 - 国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車に関する通行方法に関する告示の一部改正 (道路整備課) 四
 - 公告
 - 職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課) 四
 - 家畜商講習会の開催 (ぶちうまやまぐち推進課) 五
 - 公共測量の実施 (監理課) 六
 - 一般競争入札の実施 (技術管理課) 六
 - 教委告示
 - 指定技能教育施設の連携措置に係る科目の指定の変更 七
 - 選管告示
 - 政治団体の名称等 九
 - 政治団体の異動事項 九
 - 雑報
 - 令和三年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨 九

山口県告示第二百一十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年七月一日から同月二十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和四年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 富士レビオ株式会社

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 富士レビオ株式会社宇部工場

所在地 宇部市大字善和二〇三番地の二五二

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当たりの使用時間
四七一口	一〇五 ($m^3/時$)	令和四、 七、二五	令和五、 二、二八	令和五、 三、一	断続 一〇時間
四七一ハ	一四四 ($m^3/日$)	〃	〃	〃	三時間

備考 「四七一口」及び「四七一ハ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設及び分離施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
四七〇口	七	八	六
四七一八	八	五	〇

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
No. 1 排水口	七	八	五
No. 2 排水口	六	九	三
No. 3 排水口	七	八	六

山口県告示第二百二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年七月一日から同月二十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和四年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 富士レビオ株式会社
 住 所 東京都新宿区西新宿二丁目一番一号
 二 工場又は事業場の名称及び所在地 富士レビオ株式会社宇部工場
 所在地 宇部市大字善和二〇三番地の二五二
 三 特定施設の種類の 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設、同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設及び分離施設、同表第七十一号の二の科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
 四 変更しようとする事項の内容 排水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口		項目	排出水の汚染状態の値	排出水の一 日当たりの量 (m^3)
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前			
七		〃	〃	〃	七	七	水素イオン濃度 (水素指数)	排出水の汚染状態の値	排出水の一 日当たりの量 (m^3)
八〇七		〃	七・八	六・九	八〇八	五・八	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出水の汚染状態の値	排出水の一 日当たりの量 (m^3)
二		〃	二〇	二	七	九	浮遊物質 (mg/l)	排出水の汚染状態の値	排出水の一 日当たりの量 (m^3)
二		〃	八	〃	五	五	大腸菌群数 (個/ cm^3)	排出水の汚染状態の値	排出水の一 日当たりの量 (m^3)
二		〃	一〇	〃	六	六	窒素 (mg/l)	排出水の汚染状態の値	排出水の一 日当たりの量 (m^3)
二		〃	〃	〃	一〇〇	一〇〇	リン (mg/l)	排出水の汚染状態の値	排出水の一 日当たりの量 (m^3)
二		〃	〃	〃	三	三	排出水の汚染状態の値	排出水の一 日当たりの量 (m^3)	
〇・一		〃	〃	〃	〇・四	〇・四	排出水の汚染状態の値	排出水の一 日当たりの量 (m^3)	
〇・一		〃	〃	〃	〇・四	〇・四	排出水の汚染状態の値	排出水の一 日当たりの量 (m^3)	
六		〃	三三	〃	五	五	排出水の汚染状態の値	排出水の一 日当たりの量 (m^3)	
九		〃	三六	〃	五	五	排出水の汚染状態の値	排出水の一 日当たりの量 (m^3)	

山口県告示第百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があった。

令和四年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

病名 種類 患者又は疑似患者の区分 頭数 発生場所 発生年月日
 ヨーネ病 牛（黒毛和種） 患畜 一 柳井市伊保庄二〇五五 令和四、六、二一

山口県告示第百二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条の規定により、次のとおり報告を求める。

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示（令和三年山口県告示第百四十一号）は、廃止する。

令和四年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 実施の目的
 高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため
- 二 報告すべき者
 報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「鶏等」という。）の羽数の合計が百羽以上又は飼養しているだちようの羽数が十羽以上である農場の所有者
- 三 報告すべき事項
 二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数その他鶏等の羽数の増減に関する事項
- 四 報告書の提出期限
 報告の対象となる期間の初日の属する月の翌月の十日正午
- 五 報告書の提出先
 二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所
- 六 その他
 高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告すること。

山口県告示第二百十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定により、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度がそれぞれ同項第一号に定める重量及び同項第二号に定める長さである道路を次のとおり指定する。

令和四年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	区 間	指定の期日
山口県道 山口宇部線	山口市朝田字上山手八二九の一地先から 同市佐山字傍示郷二四の一地先まで	令和四年七月一日
	宇部市大字小串字沖ノ山一九七八の一地先から 同市大字東須恵字中梅田二五八二の一地先まで	

山口県告示第二百十六号

国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車に関する通行方法に関する告示（令和三年山口県告示第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 次のように改める。
 - 一 交差点における左折又は右折に当たつての誘導
 - (一) 第一欄に掲げる道路から第二欄に掲げる場所に所在する交差点（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第五号に規定する交差点をいう。以下同じ。）を左折して第三欄に掲げる道路に入るときは、他の車両（同項第八号に規定する車両をいう。）又は歩行者（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を当該交差点に配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
-----	-----	-----

国 一九〇号	宇部市大字東須恵字中梅田二 五八二の一地先	山口県道 山口宇部線
山口県道 山口宇部線	宇部市大字東須恵字中梅田二 五八二の一地先	国 一九〇号

四

- (二) 第一欄に掲げる道路から第二欄に掲げる場所に所在する交差点を右折して第三欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を当該交差点に配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
山口県道 山口宇部線	山口市阿知須字小丸二一〇七 一の三三地先	山口県道 山口宇部線
山口県道 山口宇部線	山口市阿知須字小丸二一〇七 一の三三地先	山口県道 山口宇部線
山口県道 山口宇部線	山口市阿知須字小丸二一〇七 一の三三地先	山口県道 山口宇部線



(二二) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

令和四年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験を行う免許職種及び試験の方法
 - (一) 免許職種
 - 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一に掲げる免許職種
 - (二) 試験科目
 - 学科試験のうちの指導方法
- 二 試験の日時

令和四年九月三日（土曜日）午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

- (一) 法第二十八条第五項第二号又は第三号に該当する者
- (二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちに関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

令和四年七月二十一日（木曜日）から同年八月四日（木曜日）まで（郵送の場合には、八月四日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験申請書の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）
山口県商工労働部労働政策課

七 提出書類

- (一) 受験申請書及び履歴書
- (二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。）
- (三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和四年九月十二日（月曜日）とし、合格者の受験番号を山口県労働政策課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチ

メートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班（電話〇八三一九三三三三三四）にすること。

(一三) 家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

令和四年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習の対象となる者

家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時 令和四年八月八日（月曜日）及び同月九日（火曜日）の午前九時から午後五時まで

(二) 場所 防府市牟礼三二八 山口県農林総合技術センター研修館第一研修室

三 講習の科目及び時間

科	目	時	間
家畜の取引に関する法令		四	
家畜の品種及び特徴		四	
家畜の悪癖、機能障害及び疾病		六	

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百八十円に相当する山口県収入証紙及び写真（縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）を貼って、県内に居住する者にあつてはその者の住所を所管する農林水産事務所又は農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課に提出すること。

五 受講願書の提出期限

令和四年七月二十二日(金曜日)
六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課(電話〇八三一九三三三三五五六)又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所の畜産部によること。

(一三三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

玖珂郡和木町

三 作業の期間

令和四年六月十三日から同年九月三十日まで

(一二四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和四年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

土木設計積算用パソコン 百五十五台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

令和五年二月一日から令和九年一月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県土木建築部技術管理課及び関係出先機関

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和四年山口県告示第二十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和四年七月一日から同年八月十六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部技術管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県土木建築部技術管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県土木建築部技術管理課

(三) 受領期限

令和四年八月十五日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和四年八月十六日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室

(二) 日時

令和四年八月十六日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和四年八月三日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県土木建築部技術管理課（電話〇八三一九三三三三六四〇）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be leased: 155 personal computers for Cost Estimation System for public works

(3) Term of use: From February 1, 2023 to January 31, 2027

(4) Place of use: Technical Management Division, Public Works and Construction Department and related local agencies concerned

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-3640)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. August 20, 2022 (If brought in person: 10:00 A.M. August 21, 2022)



山口県教育委員会告示第四号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により、指定技能教育施設の連携措置に係る科目について次のとおり指定を変更した。

令和四年七月一日

山口県教育委員会

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

吉南准看護学院 山口市小郡下郷七九九

二 指定を変更した連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

変更前の連携措置に係る科目 変更後の連携措置に係る科目

基礎看護 基礎看護 基礎看護

看護と法律 看護と法律 看護と法律

人体のしくみと働 き 人体と看護 医療情報概論

疾病の成り立ち 生活と看護 看護と法律

基礎看護 基礎看護 基礎看護

看護と法律 看護と法律 看護と法律

人体のしくみと働 き 人体と看護 医療情報概論

疾病の成り立ち 生活と看護 看護と法律

基礎看護 基礎看護 基礎看護

看護と法律 看護と法律 看護と法律

人体のしくみと働 き 人体と看護 医療情報概論

疾病の成り立ち 生活と看護 看護と法律

保健医療福祉のしくみ 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 臨地実習	成人看護 老年看護 精神看護 在宅看護 母性看護 小児看護 看護の統合と実践	保健医療福祉のしくみ 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 臨地実習	成人看護 老年看護 精神看護 在宅看護 母性看護 小児看護 看護の統合と実践	保健医療福祉のしくみ 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 臨地実習	成人看護 老年看護 精神看護 在宅看護 母性看護 小児看護 看護の統合と実践
--	--	--	--	--	--

保健医療福祉のしくみ 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 臨地実習	成人看護 老年看護 精神看護 在宅看護 母性看護 小児看護 看護の統合と実践	保健医療福祉のしくみ 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 臨地実習	成人看護 老年看護 精神看護 在宅看護 母性看護 小児看護 看護の統合と実践	保健医療福祉のしくみ 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 臨地実習	成人看護 老年看護 精神看護 在宅看護 母性看護 小児看護 看護の統合と実践
--	--	--	--	--	--



山口県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年七月一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
自由民主党山口県石川選挙区支部	塔野 毅	大島 博美	山口市小郡下郷2216の1	以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党（自由民主党）の支部	令和4、5、27
参政党山口支部	大石 健一	福田 智里	下関市一の宮本町2丁目10番8号		” ” 18
防府の市政を考える会	打道 晋一	福江 博子	防府市松原町7番3号		” ” 6
吉田達彦後援会	藤本 博一	藤本 博一	山口市小郡下郷973の5		” ” 2

山口県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和四年七月一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
自由民主党久賀支部	吉村 基	会計責任者	木村 昭彦	中野 正良	令和4、8

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
自由民主党長門支部	笠本 俊也	藤田 貴史	長門市東深川2537の1		” ” 1
小熊本たかし後援会	小熊本孝司	小熊本孝司	小熊本孝司		” 5、27
参政党山口支部	高田 智史	高田 智史	山口市吉敷上東1丁目4番16号		” ” 19
山口県歯科衛生士連盟	橋本みゆき	橋本みゆき	光市千坊倉3丁目7番10号		” ” 23



令和三年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十二条第三項の規定により、令和三年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

令和四年七月一日

山口県市町村職員共済組合理事長 市川 照

損益計算書の要旨

(単位：千円)

区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	収 入		
												負 担 金	掛 金・任 意継 続掛 金	
	5,609,619	13,648,343	714,843	103,079			185,781	173,666						
	5,668,461	8,700,257	714,825					169,675						
							76,231		95,940					
							46	209	2					96
	87				6,358	2	3,027	19,927	8,285	434,788				
	679,503						35,019		56,000	143				10,964
	724,286													
	12,681,956	22,348,600	1,429,668	103,079	6,358	2	300,104	363,477	160,227	434,931				11,060
	5,055,520													
							146,688	25,550	67,346	14,985				
							14,082	1,496	827	1,847				824
									328					
									21,812					
							7,532	14,972	20,552	1,816				818
					6,358	2				400,403				6,358
	3,829,509													

負債	流動負債		負債合計	純資産			負債・純資産合計
	流動負債	固定負債		資本剰余金	利益剰余金	欠損金	
	59,074	783,720	842,794	1,024,913		1,024,913	1,867,707
	1,356,475		1,356,475				1,356,475
	91,230		91,230				91,230
	619		619				619
		651,081	651,081				651,081
	9,472	198,300	207,772	140,227		192,410	400,182
	125,903	35,635	161,538	560,712		586,062	747,600
	11,109	68,651	79,760		205,203	586,178	665,938
	40,853,051	22,366	40,875,417	3,315,358		3,315,358	44,190,775
	58	652,661	652,719	271,986		271,986	924,705

令和四年七月一日印刷

発行人所

山口県知事